

このような言動・行為は  
**カスタマーハラスメントに  
該当する可能性があります!**



**お互いに尊重される社会を目指して**

厚生労働省は、カスタマーハラスメント被害の防止対策を強化しています。  
行為によっては、傷害罪、強要罪、名誉棄損罪などの犯罪に該当する可能性があります。  
東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 Q&A より

日本薬剤師会 公式キャラクター

**ふるみん**



公益社団法人  
**日本薬剤師会**  
Japan Pharmaceutical Association